

(7) [令和 2年 決算審査特別委員会 (文教分科会 第2日)]-[09月25日]

◆織田勝久 委員 事前に通告した3点、まず1つ目、13款5項特別支援教育費に関連して、インクルーシブ教育について、まず伺います。そもそもインクルーシブ教育とは何か、簡潔に確認しておきます。次に、インクルーシブ教育の対象年齢について伺います。さらに、未就学児童が対象となるのか、幼児教育との関連で伺います。

◎小田嶋満 教育長 インクルーシブ教育システムについての御質問でございますが、インクルーシブ教育システムは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みでございます。本市では児童生徒一人一人のその時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる安全な学びの場の整備を進めているところでございます。また、対象年齢につきましては、文部科学省では幼児及び児童生徒を対象としており、本市教育委員会では所管する市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒並びに聾学校幼稚部に在籍する幼児を対象としております。以上でございます。

◆織田勝久 委員 教育委員会として、幼稚園や幼保連携型の認定こども園に対して、どのようにインクルーシブ教育の理念の実践を要請してきたのか具体的に伺います。次に、こども未来局によると、未就学児童に対してはインクルーシブ教育という言葉は使用せず、統合保育に関わる調査研究及び教育実践を行っているという説明でありました。この統合保育とインクルーシブ教育との相違点は何か、さらにこの

統合保育をどのように就学後の義務教育につないでいくのか伺います。次に、以上に関して、未就学児童を所管することも未来局とどのように連携してきたのか具体的に伺います。あわせて、幼稚園や幼保連携型の認定こども園に対して、障害児の受入れについて積極的な勧奨をどのように進めていくのか伺います。

◎小田嶋満 教育長 インクルーシブ教育システムについての御質問でございますが、初めに、私立の幼稚園や認定こども園に対するインクルーシブ教育システムにつきましては、教育委員会では特段の働きかけを行っておりません。また、関係局からは、障害児や特別な支援を必要とする子どもの一層の受入れの在り方について検討すると伺っておりますが、統合保育を障害のある幼児と障害のない幼児と一緒に保育する一形態と捉えれば、インクルーシブ教育システムに通ずるものがあると考えているところでございます。次に、関係局との連携についてでございますが、支援が必要な未就学児につきましては、就学に向けて保護者の承諾の下、療育センターや保育園、幼稚園等と子どもの特性や必要な支援についての情報共有を図り、就学後においても切れ目のない支援を目指していくところでございます。また、保育園等に配置されている発達相談支援コーディネーターの養成研修に、健康福祉局の依頼に基づき、特別支援教育センターから講師を派遣することにより、インクルーシブ教育システムや就学までの手続等について周知するなどの取組も行っているところです。今後も引き続き、関係局と連携を強化しながら、切れ目のない支援に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今回、あえて教育長に御答弁いただきましたが、今、地域で障害児をお持ちの保護者の方からの御相談がいろいろあるんですけれども、幼稚園、認定こども園、もちろん保育園もある中、

保育園については障害児を受け入れるという形の一定のルールが、医療的ケア児も含めてできたのかなと感じているんですが、幼稚園、それから認定こども園についてはまだまだだと。幼稚園の場合はそもそも園の主体性、自立性を尊重してきたという経緯はあるにしても、園によって積極的な園と理解がまだまだ足りない園との差があるような感じが正直します。それで、今回改めて確認したんですが、文科省では、インクルーシブの考え方に児童生徒及び幼児も入れるのですが、本市の場合は、幼児というのは聾学校の幼児しか対象としていないことが改めて分かったわけです。一方こども未来局では、今申し上げたように、基本的には幼稚園、認定こども園任せという実態があるわけです。今、地ケアとの議論もいろいろとあるようですけども、障害児も成長に合わせた適切な教育を一貫して受けられるような仕組みをしっかりとつくるのが大事だろうと思います。何だかんだ言っても、教育に関しては、本来教育委員会に一日の長があるわけですから、教育委員会に積極的な関与をこれから求めていくことを今回改めて申し上げて、これからの推移も見ていきたいと思いますので、いろいろな課題もあろうかと思いますが、教育長によろしく願いしておきます。

次に参ります。13款6項4目教育文化会館・市民館費に関連して、市民館及び生涯学習支援施設の利用の在り方について伺います。市民館において、地域交流の促進に資する飲食等の可否について、社会教育法と川崎市市民館条例、規則での規定について伺います。一切不可であるのか、運用の在り方についても伺います。

◎箱島弘一 生涯学習推進課長 市民館についての御質問でございますが、市民館での飲食につきましては、社会教育法において特段の定めはございませんが、川崎市市民館条例第8条における教育委員会が使用を不相当と認めるときとして、市民館の設置目的上、飲食を主目的とした施設の使用は

許可をしないものとしているところでございます。また、川崎市市民館使用規則第15条では、指定した場所以外で飲食、喫煙をしないことを、使用者等の遵守事項の一つとして定めているところでございます。なお、実際の施設運営に当たりましては、使用者等の利便性を考慮し、料理室での飲食や会議室、教養室を午前と午後で連続して使用する場合に軽食を取ること、また適宜の水分補給につきましては可能としているところでございます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 飲食を主目的とした施設の使用は許可しないということでありまして、主目的かどうかという判断については課題だと思うんです。それで今、新築計画中の新宮前市民館について、飲食の在り方について伺っておきます。これは地域生活拠点として多目的に市民が集う機能が求められているわけで、そういう方向で今議論いただいているわけです。コミュニケーションのツールとしての飲食行為の考え方をどのように整理していくのか伺っておきます。

◎宮川匡之 生涯学習推進課担当課長 新しい宮前市民館・図書館についての御質問でございますが、飲食が可能なスペースにつきましては、本年度から着手いたしました基本・実施設計や管理運営計画の策定に向けた取組を進める中で、引き続き市民意見の聴取を行いながら、施設の使用のルールを含め、多様なニーズに対応するためのスペースの在り方やその実現可能性について幅広く検討してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 実現可能性について幅広く検討するという答弁をいただきました。これは宮前市民館だけではなくて、どこの市民館、社会教育施設にしても、様々な市民のニーズ、要望は時代によって

変わってくるわけです。だから、生涯学習に資することと直結しなくても、地域で市民の皆さんが自由に集える、そんな意味合いで、市民館に出かけていくよというその敷居を非常に低くしていただくことも大事なだろうと。もちろん飲食については一定のルールが必要だということは大前提でありますけれども、殊さらどうも飲食が難しいよという雰囲気ではなくて、さっき言った主目的でなければ柔軟に対応するという考え方、まさに新宮前市民館についてはパイロット的な管理をひとつしていただけるとありがたいと思いますので、要望しておきます。またこれからの経緯を見ていきたいと思います。

それから有馬・野川生涯学習支援施設「アリーノ」について伺います。そもそも有馬・野川市民館分館として整備せず、生涯学習支援施設として整備した理由について確認しておきます。また、地域交流の促進に資する飲食等の可否について、条例規則等での規定と運用について伺います。

◎箱島弘一 生涯学習推進課長 生涯学習支援施設についての御質問でございますが、有馬・野川生涯学習支援施設は、地域の人々の自発的な学習、文化活動の拠点であるとともに、人々の協力の輪による学び合い、福祉での支え合い、助け合いの場、まちづくりや市民活動の創造の場、そしてそれらを知恵や情報などで支援する地域の拠点施設として整備し、平成21年5月から運営を開始しているところでございます。同施設における飲食等につきましては、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例第12条において、市民館条例と同様な規定を設けているところでございます。飲食等につきましては様々な意見がありますことから、利用実態や利用者のニーズを把握しながら、同施設の設置目的を踏まえた検討を進めてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 アリーノも15年前になりますよね。この委員会であれば地元の石田委員、また同じ

地域ということであれば山田委員とも連携して、これは当時阿部市長が、新規の公共建築、公共工事は全部凍結という中で、地域の大変な要望をいただく中で実現させていただいた、そういう思いのある施設なんです。もう10年以上たったけれどもその活用の在り方を考えたときに、これは指定管理ですから、指定管理者は役所の顔色を見ながら慎重になってしまうんです。慎重になるということは、イコール駄目というニュアンスを出すわけです。本来ここはフリースペース等の自主管理のメンバーが、フリースペースの部分についてはその使い道をしっかりと決められるというつもりであったはずなただけけれども、その部分の議論に対して指定管理者がいい顔しなかったら議論ができないわけでしょう。だから、大原則の部分しっかりと指定管理者にも伝えていただいて、あと自主管理的な要素については、利用する市民にしっかりとルールをつくらせる、そういう働きかけを改めてしていただきたいと思います。

今あえて確認させていただいたけれども、これは市民館として整備したんじゃないんです。生涯学習支援施設として、当初、所管局も教育委員会だけではなくて、健康福祉局、これは場合によっては障害者の雇用という視点まで含めて障害者の皆さんが利用しやすいように、あともう一つ、市民文化局と3局でやってきたという経緯があるんだから、そこを含めて、もう一度原点に立ち返って、教育委員会の中での考え方を指定管理事業者に対して、しっかり指導、というより情報共有をしていただきたいと思います。これは新しい宮前市民館とも連動してくる話なので、これからもその使い方、特に飲食の在り方については、しっかりと注目していきたいと思います。

次に参ります。教育委員会に関わる各種入札の在り方と、あと13款2項1目等ではありますが、学校貯水槽清掃問題について確認しておきます。令和元年及び本年9月現在までの教育委員会が行った自局入札において、教育委員会の手続ミス等により再入札になった案件数について伺います。不調の件数についても伺います。また、事務ミスや不調により再入札手続が必要となった案件について、再入札手

続が遅延している案件数についても伺っておきます。次に、関連して、教育委員会の職員配置、人員の不足などの課題はないのか、併せて伺います。

◎水澤邦紀 教育環境整備推進室長 入札等についての御質問でございますが、教育環境整備推進室における自所属契約につきまして、令和元年度以降、現在までに入札不調となった案件は7件ございまして、その後、再入札を行い全て契約に至っております。このほか、入札書に不備があることが落札決定後に判明し、落札決定を取り消した案件が今年度1件ございまして、仕様の変更等に時間を要しておりますが、10月中をめどに再入札を実施してまいりたいと考えております。教育環境整備推進室では、学校施設の整備、管理等の所管として数多くの契約案件等を抱えております。当室の職員につきましては、良好な学校施設環境を維持するために、日々精力的に業務に当たっておりますが、学校での工事時期が限られる中で、対応件数の多さなどから多忙化しておりまして、この間、職員の増員や契約手続の見直しなどを行ってきたところでございます。引き続き、業務量を精査しながら、適切な職員配置に向けて関係局と協議してまいります。以上でございます。

◆織田勝久 委員 今答弁いただきましたけれども、適切な職員配置に向けて関係局と協議という部分は前々からちょっと気になっていた部分でありますから、適切な配置を、それからもう一つ、本当に人手が足りないのであれば、人手が足りないということをきちんと行っていただくことも大事だと思いますので、これについても推移を見てまいりたいと思います。

次に、学校貯水槽清掃未実施問題について伺いたいと思います。昨年の川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正した折の委員会、

私は去年、健康福祉委員会でしたので担当しておりましたけれども、そのときの議事録を確認しましたところ、清掃について、毎年1回以上定期的に、と改正することに対して、最低でも同じような時期に清掃を行うように法は求めているとの所管課長の答弁があります。さらに、改正規則の施行後の水槽の清掃の実施について、1年の中で水槽の掃除を行う月を特定し、毎年当該月に清掃を行う方法が考えられると、これは国から例示として示されているわけです。学校貯水槽清掃が現時点において未実施である現状について、本事案の仕様書のつくりをはじめとする入札行為と契約行為全般における課題認識と改善の在り方について伺います。次に、現契約事業者に、早急に全市の学校施設の清掃計画の工程表を作成させる必要があると考えますが、いつまでに作成するのか伺います。また、清掃完了のめどをどこに置くのか伺います。次に、工程によっては合意解除などの契約変更による再入札も必要と考えますが、併せて伺います。

◎水澤邦紀 教育環境整備推進室長 貯水槽清掃点検についての御質問でございますが、本件は例年、夏季休業期間に実施していた業務につきまして、コロナ禍での休業期間の短縮に伴い、履行期間を年度末までとする仕様で入札を行ったものでございますが、清掃を毎年1回以上定期的に行うという水道法等の趣旨からは不適切なものであり、関係機関と連携して慎重に対応すべき事案であったと考えております。本件は、関係法令に対する認識不足に起因するものと捉えておりますが、同時に、組織としての危機管理にも課題があったと考えておりますので、事業実施の根拠の再確認等を通じて、今後、契約業務等の改善に努めてまいります。受託事業者とはスケジュール等について協議を進めておりまして、事業者の年間業務計画等も踏まえた検討が必要でございますが、早期の完了に向けて、変更契約の可能性も含め、速やかに調整を行い、今後のスケジュール等を決定してまいりたいと存じます。以上でございます。

す。

◆織田勝久 委員 子どもの健康、安全に関することですから、一刻も早くしっかりと計画をつくって履行していただきたい。それで、1社の業者の手に余るようでは、これはもう合意変更等の手続をして、変更契約をしっかりと検討していただきたいと思いますので、今、一生懸命始めたということのお話がありましたから、経過を見てまいりたいと思います。

それで、学校直結給水化事業について関連して伺っておきたいと思います。直結式給水の導入により、学校貯水槽は不要になるばかりでなく、モデル事業実施後のアンケートによると、当該校の児童からは、水が冷たくなった、おいしくなったといった多くの声が寄せられておりますし、水質も向上したとの結果が出ているわけです。供給ルートの耐震化状況と、現行の学校直結給水化事業の進捗状況について伺います。さらに、学校直結給水化事業の全校実施スケジュールを次期整備計画で検討できないのか、これは教育長に伺います。

◎小田嶋満 教育長 直結給水化についての御質問でございますが、本事業につきましては、平成23年度から平成27年度までのモデル期間を経て、平成29年度からは上下水道局との共同事業として実施しておりまして、供給ルートが耐震化されている市立小中学校124校のうちの9校を含め、これまでに合計10校で直結給水化を行ってまいりました。学校施設につきましては、現在、平成26年3月に策定した長期保全計画に基づきまして、長寿命化や質的改善等に取り組んでいるところでございます。近年、学校施設に関するニーズも多様化しておりますが、今後の事業計画の検討に当たりましては、本件につきましても課題としてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆織田勝久 委員 長寿命化と直結給水の事業が全く連動していないんです。それぞれ整備した学校と突き合わせてみたら全然違うんです。直結給水にすれば、清掃も点検も要らないわけですから、それで令和4年で耐震化が終わるわけですから、次期実行計画、総合計画の中で検討を要望しておきます。終わります。